

諮問第196号の答申
作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第196号による作物統計調査の変更（令和7年産以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

（部会の議論を踏まえ、今後作成）

（2）理由等

ア 水稻に係る調査の変更

（ア）作況指数の集計の取りやめ

（部会の議論を踏まえ、今後作成）

（イ）「収穫量（主食用）」を集計する際の米の大きさに係る基準の見直し

- a 本調査では、現在、「収穫量（主食用）」として集計する米（玄米。以下同じ）について、①ふるい目幅1.70mm^{（注1）}以上、かつ、②農産物規格規格三等以上^{（注2）}を、全国一律の基準として用いている。これは、本調査が、いわゆる「生産統計」であり、主食用に利用し得る米の総量を把握することを目的の一つとしているためである。

しかし、本申請では、令和7年産から、以下の変更を行う計画である（図表1を参照）。

- ① 「収穫量（主食用）」については、都道府県別に、生産者が最も多く用いているふるい目幅^{（注3）}（1.85mm、1.90mm等）により集計することに変更する。

② 従前の基準（ふるい目幅1.70mm以上、かつ、農産物規格規格三等以上）による集計については、「収穫量（主食用（生産者ふるい下米^{（注4）}含む）」と集計項目名を変更して継続する。

③ 「収穫量（主食用）」については、これまで時系列比較の情報が設けられていなかったが、「収穫量（子実用）」^{（注5）}と同様、前年産との比較（対前年比・対前年差）についても併せて公表する。

（注1）米の紡錘型の尖った側の最大直径。実測調査の過程では、集めた米を、目の大きさが異なるふるい（「選別ふるい」）にかけることで、粒の大きさごとの選別を行っている。このふるい目の大きさを「ふるい目幅」という。

（注2）農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく規格。整粒、被害粒、死米、着色粒等の割合に応じて、一等から三等に区分される。三等に満たない品質のものは「規格外」とされる。

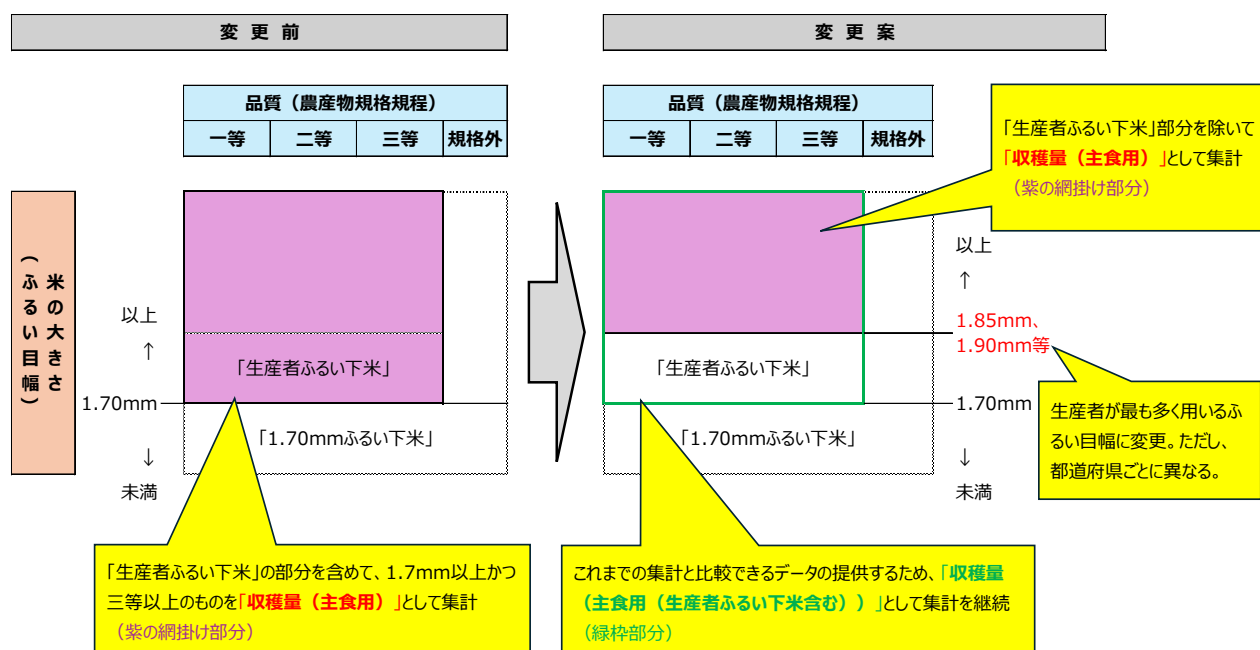
(注3) 都道府県ごとのふるい目幅は、実測調査を行う水田（作況標本筆）の生産者から聞き取ったふるい目幅のうち、最も使用者が多いふるい目幅によるとされている。

(注4) 「生産者ふるい下米」（ふるいしたまい）とは、主食用として作付けられた水田から収穫された米のうち、ふるい目幅1.70mm以上、かつ、農産物規格規程三等以上の米であって、生産者が使用しているふるい目幅（都道府県ごとに1.85、1.90mm等）に満たない米（再調製により主食用に利用され得る米）を指す。

(注5) 「子実用（しじつよう）」とは、主に食用に供することを目的とするものをいう。
主食用のほか、備蓄用、加工用等として作付けられた水田から収穫されたものも含む。
（何らかの形で、食用となり得る米の全体を示す概念）

図表1 「収穫量（主食用）」を集計する際のふるい目幅の変更

集計項目名	集計する際のふるい目幅		備考
	変更前	変更案	
収穫量（主食用）	◆1.70mm以上 （全国統一基準）	◆生産者が最も多く用いているふるい目幅 （1.85mm、1.90mm等／都道府県ごとに異なる。）	◆生産者が主食用として出荷する際の実態に沿った集計を行うための変更 ◆対前年比・対前年差の情報を追加
収穫量（主食用 （生産者ふるい下米含む））	—	◆1.70mm以上 （全国統一基準）	◆令和6年産までの「収穫量（主食用）」に相当 ◆対前年比・対前年差の情報を追加
<参考> 収穫量（子実用）	◆1.70mm以上 （全国統一基準）		〔変更なし。対前年比・対前年差は従前から集計〕



- b 農林水産省は、この変更理由として、
- ・米のブランド化などにより、生産者においては、1.85mmや1.90 mm等のふるい目幅を用いて粒の大きな米を出荷する傾向にあること
 - ・そのため、それに満たない大きさについては、1.70mm以上であっても、主食用の収穫量と認識されない場合が多いこと
 - ・その結果として、1.70mm以上による現在の集計は、生産現場の取扱いの認識とかい離するおそれがあることを挙げている。

- c 今回予定している変更については、以下の点から、おおむね適当と考える。

- ① 生産者において粒の大きな米を出荷する傾向がある中、1.70mm以上による現状の集計だけでは、生産者が主食用として認識して市場に出荷された米の数量とかい離する余地を内包しており、現状の集計に加え、出荷という観点を踏まえた生産量の集計を行うことも必要であること
- ② 一方で、本調査により、主食用に利用され得る米の総量を把握するという目的は失われておらず、1.70mm以上による現在の基準による集計が継続されること
- ③ これまで経年比較のデータ提供がなかった状況を改善するものであること

- d ただし、申請された変更案では、生産者のふるい目幅による集計項目名に、現在、1.70mmのふるい目幅による集計項目名として用いている「収穫量（主食用）」を充てることとされていた。

これについて、統計委員会から、異なる定義の集計項目に同一の集計項目名を用いることによる利用者側の誤解等について懸念を示し、再考を促したところ、農林水産省から、審議の過程において、**図表2（赤字部分）**のとおり、生産者のふるい目幅による集計項目名を「収穫量（主食用（生産者ふるい上米））」に修正したいとの提案がなされた。

この提案については、1.70mmのふるい目幅による集計で用いる「収穫量（主食用（生産者ふるい下米含む））」との対になるものとして、集計内容をより具体的に示そうとするものであり、適当である。

図表2 収穫量（主食用）についての集計項目名

区 分	1.70mm のふるい目幅による集計	生産者のふるい目幅による集計
現在の取扱い	収穫量（主食用）	<集計なし>
↓	↓	↓
申請段階の変更案	収穫量（主食用（生産者ふるい下米含む））	収穫量（主食用）
↓	↓	↓
審議の過程で示された修正案	<変更案のまま>	収穫量（主食用（生産者ふるい上米））

- e なお、集計結果の公表に当たっては、集計の対象となる米の基準について、変更前後の相違を丁寧に説明するとともに、変更がなされた背景や効果についても併せて示すことが必要である。

(ウ) 水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更

- a 水稻の作況調査については、現在、地方農政局等^(注6)の職員又は統計調査員による実測調査として行われており、その際に用いる調査票^(注7)においては、1.70mmに満たない米の重さに係る項目について、「くず米重」と呼称している。

本申請では、令和7年産の調査から、この項目名について、**図表3**のとおり、「1.70mmふるい下米重」に変更する計画である。

(注6)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

(注7) 令和7年産の調査時にあつては様式第19号、令和8年産以降の調査にあつては様式第24号となるが、様式番号が変更されるのみで、把握する内容に変更はない。

図表3 水稻の作況調査で用いる調査票における呼称の変更

変更前					変更案				
刈 取 り 試 料		全	量	量	刈 取 り 試 料		全	量	量
	未調製乾燥もみ重		g	g		未調製乾燥もみ重		g	g
	粗玄米重					粗玄米重			
	玄米重			10a当たり換算率		玄米重			10a当たり換算率
	<u>くず米重</u>			(7)×1000 刈取り換算率		<u>1.70mmふるい下米重</u>			(7)×1000 刈取り換算率
	玄米水分*		%			玄米水分*		%	

- b 今回予定している変更については、項目名を客観的かつ適切な名称に変更しようとするものであることから、適当である。

イ 水稻以外の作物に係る調査の変更

(ア) ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計の充実

- a 本調査の対象作物である野菜については、現在、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」^(注8)に該当する14品目と、指定野菜に準ずる野菜の27品目について調査を行っているが、指定野菜に準ずる野菜として本調査の対象となっている「ブロッコリー」が、近年の需要の高まりを受け、令和8年度から「指定野菜」に位置づけられる。

これを受け、本申請では、ブロッコリーに係る集計事項について、令和8年産の調査から、他の指定野菜と同様、**図表4**の②③を追加する計画である。

(注8)「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法第2条により「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であつて、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するものをいう」と規定されており、この規定を受けた野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条において、野菜の種類と種別が具体的に規定されている。

図表 4 野菜に係る集計事項

	集計事項	集計地域	対象となる野菜
①	作付面積、10a当たり収量、収穫量、出荷量	全国、農業地域、都道府県	指定野菜 指定野菜に準じる野菜
②	用途別出荷量	全国、農業地域、都道府県 (主産県調査年は、全国、都道府県)	指定野菜のみ
③	作付面積、収穫量、出荷量	野菜指定産地計、 野菜指定産地を包括する市町村	指定野菜のみ

- b 今回予定している変更については、ブロッコリーの指定野菜化に伴い、他の指定野菜と同様の集計の充実を図ろうとするものであることから、適当である。

(イ) 茶の母集団情報作成の効率化

- a 茶の収穫量調査の報告者となる荒茶工場^(注9)の母集団名簿については、現在、統計法第27条の規定に基づき総務省が整備している「事業所母集団データベース」を活用するとともに、地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係団体に対する情報収集により整備を行っている。

本申請では、令和8年産の調査から、地方農政局等の職員による情報収集に代えて、民間事業者による調査対象者への確認を導入するなど、図表5の②③を追加する計画である。

(注9) 茶畑から摘んだ葉を一次加工したものを荒茶(あらちゃ)と呼ぶ。かつて荒茶は、茶農家の敷地内に併設された専用の建物や棟で作られていたが、現在は、オートメーション化などの観点から、食品加工場のような荒茶工場に茶葉が集められ、加工されることが一般的になっている。

そのため、茶の調査については、作付面積調査は「関係団体等」及び「農林業経営体」から報告を求める一方で、収穫量調査は「荒茶工場」から報告を求めている。

図表 5 荒茶工場の母集団名簿の整備方法の変更

変更前	変更案
① 事業所母集団データベースによる把握	① 事業所母集団データベースによる把握
② 地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係機関に対して情報収集	② 作付面積調査の報告者である農林業経営体に対する調査 ^(注) の過程で、経営体自身が荒茶加工を行っていないかについて併せて確認 (注) 大規模階層については地方農政局等の職員又は統計調査員による調査。中小規模階層については民間委託による調査
	③ 主産県の荒茶工場のうち、収穫量調査の報告者に選定されなかった工場に対して、操業状況を郵送又はオンラインにより確認

- b 今回予定されている変更については、地方農政局等の職員の負担を軽減し、母集団名簿の整備を効率化しようとするものであり、②については、令和8年産以降の調査において用いる調査票に当該項目を設けることが、前回変更により、既に承認されていること、③については、操業の有無及び生産量規模の簡易な確認が想定されており、荒茶工場の負担も大きくないと見込まれることから、適当である。

2 今後の課題

○ 新たな調査方法の導入の検討〔前記1（2）ア（イ）関連〕

水稻の収穫量調査については、現行、実測調査で行われているが、地方農政局等において統計業務に携わる職員の減少により、現在の調査方法の維持が将来的に困難になるという状況等にある。

このような状況の中、統計の精度維持と調査実施の効率化の観点から、新たな調査方法として、①農林業経営体に対する調査の導入、②収量コンバインのデータ活用、③人工衛星データの活用等が検討されているところであるが、これら新たな調査方法の導入は、水稻に関する本調査の在り方を大きく変えるものになると想定される。

については、これらの導入検討に当たっては、外部有識者を交えた検討会の開催など、透明性の高い議論を行った上で立案する必要がある。

（前記1（2）ア（ア）関連については、部会の議論を踏まえ、検討）